

関東学院大学大学院経済学研究科履修規程

(2013年2月21日制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に基づき、関東学院大学大学院経済学研究科（以下「本研究科」という。）における授業科目の履修、学位の取扱い等に関して、必要な事項を定める。

2 本研究科における学修については、大学院学則及び関東学院大学学位規則によるほか、入学年度のこの規程によることを原則とする。

(修了要件)

第2条 学位を取得するためには大学院学則第6条に基づく標準修業年限以上在学し、必要な単位数以上を修得し、かつ、研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(指導教授と履修科目)

第3条 入学の際に、所属する専攻に置かれている5分野のうちから1分野を選択し、その分野に応じて指導教授を定めなければならない。経済学専攻には、経済理論・経済学史、近代経済学、応用経済、経済史・世界経済、共通の5分野、経営学専攻には、経営学、経営情報、流通・マーケティング、会計学、共通の5分野を置く。

2 指導教授の指導により、履修科目を決めなければならない。

(単位制度)

第4条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習（文献研究を含む）については、15時間から30時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 授業科目に対する単位数は、別に定める授業科目配当表に定めるところによる。

(単位の認定と試験)

第5条 履修科目については、原則として試験を行うものとする。

2 試験は学期末に行うものとする。ただし、科目の担当者が必要と認めたときは、臨時試験を行うことができる。

3 試験の方法は筆記試験を原則とするが、科目担当者の指定により論文試験、口頭試問のいずれかに代えることができる。

4 出席不良の者、または、学費の納入を怠っている者は、受験資格を失う。

5 履修登録をしていない授業科目を受講し、試験を受けた場合は無効とする。

6 病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかつた者については、追試験を行うことができる。

(成績の評価)

第6条 試験の成績は、秀（S）、優（A）、良（B）、可（C）及び不可（F）をもって表し、可以上を合格として単位の修得を認める。

2 一度修得した授業科目は、単位を取消すこと及び再履修することができない。

(成績の質問)

第7条 学期始めに配付される成績表の記載事項に疑問のある場合は、速やかに教務課へ申し出るものとする。ただし、申し出の期限は、成績表配付の日（履修指導の日）から1箇月以内とする。

(学位の授与)

第8条 学位の授与は、研究科委員会において審議し、決定する。

(転研究科・転専攻・編入学)

第9条 転研究科、転専攻及び編入学は、原則として認めない。

(復学及び再入学の履修)

第10条 休学者が復学する場合の履修については、原則として入学年度の履修規程を適用し、退学者が再入学する場合の履修については、原則として再入学した年度の履修規程を適用する。

(履修登録)

第11条 毎年度初めに、その年度に履修する科目を記載した履修登録届を、所定の期日までに教務課へ提出しなければならない。ただし、履修登録遅延の理由について、研究科委員長がやむを得ないと認めた場合に限り、履修登録を受付けることがある。

- 2 前項ただし書きの場合でも、当該授業科目の全授業日数の3分の1を経過した場合は受付けない。
- 3 履修登録後に授業科目を追加登録または登録変更することは、原則として認めない。ただし、春学期に登録済みの秋学期科目を、秋学期の所定の期日までに履修変更を申請することにより、変更、削除及び追加することができる。

第2章 博士前期課程

(学位取得の要件)

第12条 修士の学位を取得するためには、2年以上在学し、修了要件単位の30単位以上を修得するとともに、指導教授の研究指導を継続して受け、修士論文を作成・提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

(履修要件)

第13条 開講科目の中から、以下の区分に従って2年以上にわたって30単位以上を履修し、修得しなければならない。

(1) A群(講義科目)

- ① 専攻する分野の講義科目を2科目4単位必修。
- ② ①の他に18単位以上。(以下のB群②の要件で修得した4単位及びC群の要件で修得した8単位を含む)

(2) B群(演習科目)

- ① 指導教授の演習Ⅰ・Ⅱ(各年次4単位)計8単位必修。
- ② ①の他に、分野を問わず演習Ⅰの中から1科目4単位を履修することができる。その修得した単位はA群②の単位とみなすことができる。

(3) C群(他専攻科目、法学研究科開講会計人材育成科目、他研究科科目及び他大学院科目)

以下の①から④までの科目を履修して修得した単位は、合わせて8単位までA群②の単位とみなすことができる。ただし、②③の場合には、指導教授並びに当該科目担当教員、④の場合には指導教授並びに当該大学の事前承認を得なければならない。

- ① 他専攻講義科目から4単位。
- ② 法学研究科開講の「会計人材育成科目」から4単位。
- ③ ②を除く本学の他研究科開講科目で、専攻する分野の科目と関連する講義科目から4単位。
- ④ 神奈川県内の大学間における学術交流協定大学の大学院で特別聴講学生として履修した単位。

2 各年次で履修できる単位数の上限は、28単位までとする。

(他の大学院における単位)

第14条 本研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により学生が授業科目を履修し修得した単位については、研究科委員会の議を経て、課程修了に必要な単位として認めることができる。
- 3 学生が大学院に入学する前に、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び大学院設置基準第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を、研究科委員会の議を経て、大学院に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前2項の規定により課程修了に必要な単位として認める単位数は、それぞれ15単位以内とし、合わせて20単位を超えない範囲とする。

(論文審査)

第15条 第2年次以上に在学し、所定の30単位以上を修得見込の者または修得した者でなければ修士論文を提出することができない。

- 2 修士論文の提出にあたっては、論文題目・研究内容について、あらかじめ指導教授の指導を受けなければならない。
- 3 修士論文は、正本1部、副本4部(仮製本)を所定の期日までに教務課に提出しなければならない。
- 4 修士論文の審査は、研究科委員会が定めた審査委員によって行うものとし、主査は指導教授が担当し、委員に当該論文の関連科目担当教員2名以上を加えるものとする。

5 修士論文を提出した者は、当該年度の所定期日に最終試験（口頭試問）を受けなければならない。

第3章 博士後期課程

（学位取得の要件）

第16条 博士（課程博士）の学位を希望する者は、博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。また、学位授与を申請するためには、原則として、審査付学術誌に印刷公表された論文が1篇以上なければならない（掲載が決定したものを含む）。なお、公表された論文の内容は、学位申請論文の趣旨及び内容等に関係のあるものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学の定めるところにより、大学院が行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者にも授与することがある。

3 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について口頭試問または筆答により行う。

（研究指導）

第17条 学位論文作成のため、各自の研究主題に応じて、指導教授による必要な研究指導を受けなければならない。

（履修要件）

第18条 研究指導のほか、授業科目の中から講義科目1科目4単位以上を修得しなければならない。

2 演習科目は、指導教授が担当する科目に限り、演習Ⅰから順に各年次1科目ずつ計3科目12単位を修得しなければならない。

（論文審査）

第19条 学位論文は、原則として3部作成し、博士後期課程にある者は、学位の種類を指定し、研究指導教授を通じて研究科委員長に提出しなければならない（原則として製本されたものとする）。

2 学位論文の審査は、論文提出後1年以内に終了する。その審査員は、研究指導教授を主査とし、当該論文に関連ある科目担当教員2名以上を加え、合計3名以上とする。

3 博士後期課程の単位を満たして退学した者、または、博士後期課程を経ない者については、本学学位規則の定めるところによる。

第4章 規程の改廃

（規程の改廃）

第20条 この規程の改廃は、経済学研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2021年8月18日から改正施行し、改正後の第14条の規定は、2021年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から改正施行する